

生活資金の緊急貸付に関するご案内

今回の貸付は、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

①緊急小口資金(最大20万円)

- 対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少があり、緊急的に貸付を必要とする世帯
 - 限度額 ・学校等の休業、個人事業主の特例の場合、20万円以内
・その他の場合、10万円以内
 - 据置期間 貸付の日から1年以内 ● 償還期限 据置期間終了後2年以内 ● 貸付利子 無利子
 - 申請に必要なもの
 - (1)申込書類 借入申込書、借用書、口座振替申請書
 - (2)添付書類
 - 新型コロナウイルスの影響により収入が減ったことが確認できる書類
書類が無い場合は、聞き取りさせていただきます
(雇用されている方⇒給与明細等)(自営業の方⇒月々の帳簿や記録等)
 - 住民票(世帯全員分)
 - 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ※その他、必要なものは電話でお伝えします。また、ホームページに記載しています。

②総合支援資金 (1カ月最大20万円、3カ月(二人以上世帯))

- 対象 貸付対象新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯
 - 限度額 ・(2人以上)月20万円以内 ・(単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内
 - 据置期間 貸付の日から1年以内 ● 償還期限 据置期間終了後10年以内 ● 貸付利子 無利子
 - 申請に必要なもの
 - (1)申込書類 総合支援資金借入申込書【特例貸付】、借入申込に当たっての留意事項の同意書
 - (2)添付書類
 - 雇用保険受給資格および雇用施策利用が確認できる書類(住居確保給付金・総合支援資金連絡票、または求職の申込み雇用施策利用状況確認票のいずれか)
 - 住民票(世帯全員分)
 - 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
 - 生活状況の明らかになる書類(通帳の写し)
 - 失業前の収入状況が明らかになる書類(離職票2(写)、源泉徴収票(写)、給与明細(3カ月程度)等)
 - 離職した日が確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票(写))
- ※その他、必要なものは電話でお伝えします。また、ホームページに記載しています。

申請方法

貸付のご相談、お申込みは、[お住いの市町社協](#)へまずはお電話ください。(裏面参照)

県内市町社会福祉協議会 連絡先

No.		TEL
1	大津市社会福祉協議会	077-525-9316
2	彦根市社会福祉協議会	0749-22-2821
3	長浜市社会福祉協議会	0749-62-0101
4	近江八幡市社会福祉協議会	0748-31-2677
5	草津市社会福祉協議会	077-562-0084
6	守山市社会福祉協議会	077-583-2923
7	栗東市社会福祉協議会	077-554-6105
8	甲賀市社会福祉協議会	0748-62-8085
9	野洲市社会福祉協議会	077-589-4683
10	湖南市社会福祉協議会	0748-72-4102
11	高島市社会福祉協議会	0740-25-5720
12	東近江市社会福祉協議会	0748-24-2940
13	米原市社会福祉協議会	0749-54-3105
14	日野町社会福祉協議会	0748-52-1219
15	竜王町社会福祉協議会	0748-58-1475
16	愛荘町社会福祉協議会	0749-42-7170
17	豊郷町社会福祉協議会	0749-35-8060
18	甲良町社会福祉協議会	0749-38-4667
19	多賀町社会福祉協議会	0749-48-8127

滋賀県社会福祉協議会

TEL 077-567-3920

HP <http://www.shigashakyo.jp/>



個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談
コールセンター

TEL

0120-46-1999

受付時間:9:00~21:00
(土日・祝日含む)